

知的財産法における大淵哲也教授の貢献

大淵哲也教授は、日本の知的財産法分野における第一人者として、学術研究・政策立案・教育の3つの側面で多大な貢献をしてきました。

学術研究における業績

1. 特許法理論の構築

2003年に刊行した『特許審決取消訴訟基本構造論』では、特許無効審判と侵害訴訟の関係性を体系的に整理し、現在の特許訴訟制度の理論的基盤を確立しました^{[1] [2]}。特に「公知部分除外説」に対する批判的検討は、特許権解釈の実務に影響を与えました^{[1] [3]}。

2. 著作権間接侵害論

クラウドサービスやストリーミング技術の発展を見据え、著作権侵害の「幫助的因果関係」理論を発展させました。2010年の論文では、P2Pファイル共有ソフト「Winny」事件の判例分析を通じて技術提供者の責任範囲を明確化しています^{[4] [5]}。

3. 国際比較研究

2003年の『知的財産訴訟制度の国際比較』では、日米欧の訴訟制度を比較し、日本の知的財産高等裁判所設立に向けた制度的提言を行いました^{[1] [6]}。

政策立案への関与

• 法改正の主導：

文化審議会著作権分科会委員として、2009年・2012年の著作権法改正に関与。特に「権利制限規定の見直し」で私的複製の範囲を明確化しました^{[1] [7]}。

• 知的財産戦略会議：

2004年の知的財産基本法制定時に、特許審査迅速化制度や職務発明規程の整備を推進。産業構造審議会では分科会長を務め、プロパテント政策の具体化に寄与しました^{[6] [7]}。

教育・人材育成

• 東京大学での教育：

「知的財産法重要判例研究」演習では、実務家を交えた判例検討会を実施。教科書『知的財産法判例集』（2010年補訂版）は学部生から法科大学院生まで広く使用されています^{[1] [5]}。

• 国際的人材ネットワーク構築：

2005年には日韓中知的財産法シンポジウムを主催し、アジア地域の制度調和を促進^[3]。マックスプランク研究所（ドイツ）での客員研究員経験を活かした国際共同研究も推進しました^[1]。

最近の活動 (2023年)

JASRAC寄付講座「著作権法等奨学研究会」で「現実利用主体論」をテーマに講演。クラブキャッツアイ事件（最判令和元年）を題材に、物理的利用と共同利用の二元論を提示し、デジタル時代の著作権管理手法に新たな視点を提供しています^[8]。

大淵教授の業績は、理論と実務を架橋する「ソフトローとハードローの総合的理解」という基本理念^[9]^[1]に基づき、技術革新に対応する法制度の設計に継続的に影響を与えています。

✻

1. https://www.j.u-tokyo.ac.jp/faculty/obuchi_tetsuya/
2. <https://www.softic.or.jp/lib/nakayama-kanreki-kinen.pdf>
3. <https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-17402005/174020052005jisseki/>
4. https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol40/40_6.pdf
5. <https://www-cc.gakushuin.ac.jp/~s226510b/syllabus/kougi2012/syllabus/0811713000100.html>
6. <http://www.tokugikon.jp/sympo/p01-28set.pdf>
7. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/h26houkokusho/houkokusho.pdf
8. <https://www.jasrac.or.jp/magazine/endowed-course/23/230823.html>
9. <https://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/News Letter No.3.pdf>